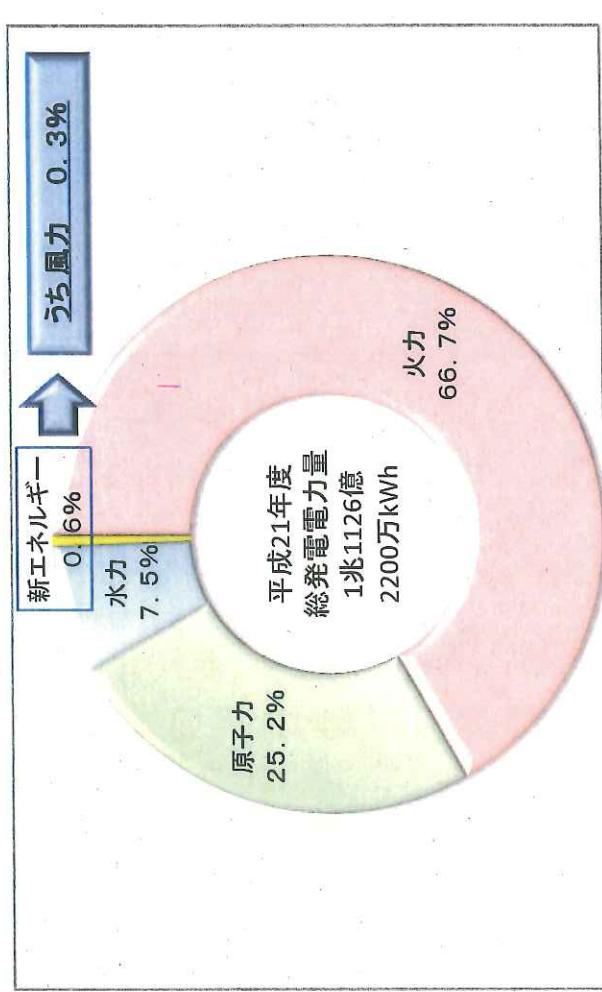
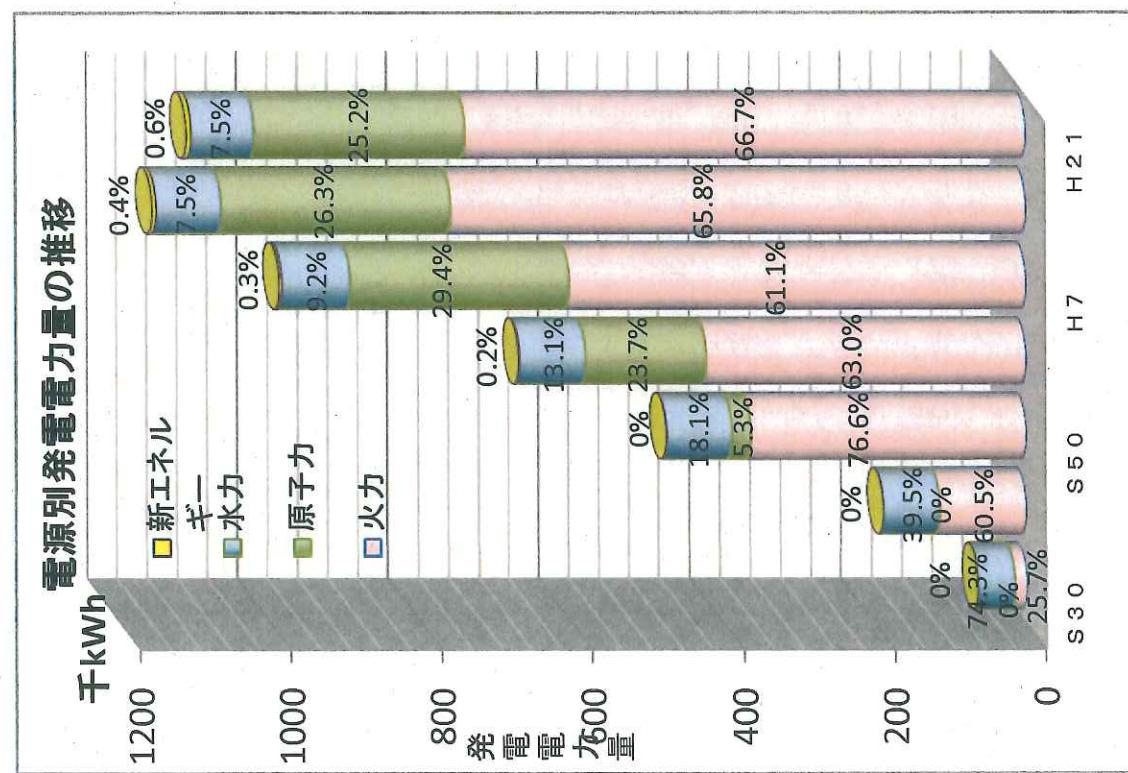


電源別発電電力量

資料⑤-1



平成21年度						
発電方式	火力	原子力	水力	新エネルギー		
				風力	地熱	太陽光 燃料電池
発電量 (百万kWh)	742,522	279,750	83,832	3,613	2,887	15
割合	66.7%	25.2%	7.5%	0.3%	0.3%	0.0003%
						1,112,622
						100.0%

出展 平成22年度版電気事業便覧
電気事業用電気工作物と自家用電気工作物※の年間総発電電力量
※自家用は
～平成7年度：1発電所(1系統)最大出力500kW以上。
平成8年度以降：1発電所最大出力1,000kW以上。

「再生可能エネルギーの全量買取制度」の状況

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」の概要

本法案は、H23年4月5日に国会(衆議院)に提出され、現在審議中。早ければH24年4月から施行される予を認めるとともに、地域間でサーチャージの負担に不均衡が生じないよう必要な措置を講ずる。

法規の概要

1. 買取対象

- 再生可能エネルギー源を用いて発電された電気について、国が定める一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける。
- 買取に要した費用に充てるため各電気事業者がそれぞれの需要家に対して使用電力量に比例した賦課金(サーチャージ)の支払を請求することを認める。

2. 買取義務の内容

- 一般電気事業者等が、買取義務(買取に必要な接続・契約の締結に応じる義務)を負う。
- 買取期間・価格については、それそれ以下の点を勘査して、経済産業大臣が定める。

3. 買取費用の負担方法

- 買取に要した費用に充てるため各電気事業者がそれぞれの需要家に対し、使用電力量に比例したサーチャージの支払を請求することを認める。
- 地域間でサーチャージ単価となるよう、サーチャージ単価は国が定めるとともに、各電気事業者の買取費用の負担の不均衡を解消するため、国が指定する費用負担調整機関を通じて調整を実施する。

資料⑤-2

・買取期間・価格は、新設を対象に15～20円/kWh、15～20年の範囲内で定められる。
・既存発電設備は、RPS法※が廃止されるが、運転に影響が出ないようにするために必要な経過措置が講じられる。具体的な措置内容は検討中。

※2002年6月に公布された「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(RPS法)では、電気事業者に特別措置法」(RPS法)には、電気事業者に対する新エネルギー等を、一定量以上の新エネルギー等を利用して得られる電気の利用を義務付けることにより、新エネルギー等の利用を推進していくもの

※サーチャージ単価につきでは、電気事業者にらず、全国均一